

(表面)

養育費に関する申告書

養育費について

前年(1月から12月までの1年間。ただし、1月から7月までの間に申請する場合は前々年。)に受け取った養育費について、裏面の記入要領に従って記入してください。

ただし、離婚する前に受け取ったものは含まれません。

区分	受取人	養育費の額	受取状況
	母又は父・児童	円	・月々 円(月～ 月分) ・1年間に 円ずつ 回(初回 月受取) ・その他()
	母又は父・児童	円	・月々 円(月～ 月分) ・1年間に 円ずつ 回(初回 月受取) ・その他()
	母又は父・児童	円	・月々 円(月～ 月分) ・1年間に 円ずつ 回(初回 月受取) ・その他()
	母又は父・児童	円	・月々 円(月～ 月分) ・1年間に 円ずつ 回(初回 月受取) ・その他()
合計	母又は父	円	(備考)
	児童	円	

注意

- 「区分」欄は前夫又は前妻が1人の場合は空白とし、複数の場合は前夫又は前妻の氏名を記入してください。
- 「受取状況」欄の記入例
 <例1> 毎月5万円で12か月間受け取っている場合・・・「月々5万円(1月～12月分)」
 <例2> 4月、8月、12月の3回に、それぞれ4万円ずつ受け取っている場合
 ……「1年間に4万円ずつ年3回(初回4月)」
 <例3> 4月、8月、12月の3回に、それぞれ1万円、3万円、5万円を受け取っている場合
 ……「その他(年3回 1万円、3万円、5万円 初回4月)」

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名



(裏面)

養育費に関する申告書の記入要領

1 この申告書の目的・趣旨

この申告書は、前年に前夫(児童の父。以下同じ。)又は前妻(児童の母。以下同じ。)から養育費を受け取っているのかどうか、さらに受け取っている額を確認するためのものです。

2 前夫又は前妻から前年(1月から12月までの1年間をいいます。ただし、1月から7月までの間に申請する人の場合には、前々年をいいます。)に、母(父)又は児童が受け取った金品その他の経済的利益(以下「養育費」といいます。)がある場合には、その額を記入してください。

3 養育費として含まれるのは、具体的には以下に定めるものです。

4 前夫又は前妻が複数あり、それぞれから養育費を受け取った場合には分けて記入してください。また、区分欄には区別できるように前夫又は前妻の名前等を記入してください。前夫又は前妻が1人の場合には、この区分欄は空欄で結構です。

「養育費」について

1 「養育費」とは、次の要件のすべてに当てはまるものをいいます。

前夫又は前妻が払ったものであること。

受け取った者が母(父)又は児童(母(父)又は児童の代理人も含まれます。以下同じ。)であること。

前夫又は前妻から母(父)又は児童に支払われたものが金銭、有価証券(小切手、手形、株券、商品券など)であること。

前夫から母(前妻から父)又は児童への支払方法が、手渡し(代理人を介した手渡しを含みます。)、郵送、母(父)名義又は児童名義の銀行口座への振込みであること。

「養育費」、「仕送り」、「生活費」、「自宅などローンの肩代わり」、「家賃」、「光熱費」、「教育費」など児童の養育に関係のある経費として支払われていること。

2 したがって、次のようなものは「養育費」には含まれません。

前夫又は前妻以外の者から支払われたもの

母(父)又は児童以外の者が受け取っている場合

支払われたものが、不動産(土地、建物等)、動産(車、家財道具等)の場合

支払方法が、母(父)又は児童以外の者への手渡し、郵送、口座振込の場合

「慰謝料」、「財産分与」として支払われる場合

(注) 1 母が未婚の母である場合 父親が児童を認知しており、かつ、上記1に当てはまる場合、「養育費」に該当します。

2 自分の子だけではなく、他の子も養育している場合 自分の子の養育に必要な費用を受け取り、それが上記1に当てはまる場合、「養育費」に該当します。